

会計年度任用職員の任用に関する規則

令和元年10月24日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(採用の方法等)

第2条 会計年度任用職員の採用は、選考（競争試験以外の能力の実証に基づき、当該選考に係る職についての標準職務遂行能力及び適性を有するかどうかを正確に判定するために行う試験）によるものとする。

2 選考の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(条件付採用期間の延長)

第3条 会計年度任用職員が、採用後1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで、当該職員の条件付採用の期間を延長する。

2 会計年度任用職員が、任命権者の指定する研修又は教育を採用後直ちに受けなければならないことになっている場合には、当該研修又は教育の期間が終了するまでその条件付採用の期間を延長する。

3 前2項の条件付採用の期間が、当該職員の任期を超えることとなるときは、当該期間は、当該職員の任期とする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による採用の適正かつ円滑な実施を確保するため、必要な準備を行うものとする。